

食安輸発0526第8号
平成23年5月26日

各検査所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(中国産あさりのクロラムフェニコール及び柿の葉のカルベンダジム、チオファネート、チオファネートメチル及びベノミルの解除)

標記については、平成23年3月30日付け食安輸発0330第1号（最終改正：平成23年5月25日付け食安輸発0525第1号）にて通知したところです。

今般、輸入時検査実績等を確認した結果、標記の食品及び検査項目については、食品衛生法第23条に基づく輸入食品監視指導計画の検査命令の解除要件を満たすことから、上記通知の別表1中国の項中

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
あさり及びその加工品（簡易な加工に限る。）		クロラムフェニコール	別表2の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	クロラムフェニコールが残留しているおそれがあるため。

及び

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
柿の葉（直接飲食に供するものに限る。）及びその加工品（簡易な加工に限る。）		カルベンダジム、チオファネート、チオファネートメチル及びベノミル	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値（3ppm）を超えるカルベンダジム、チオファネート、チオファネートメチル及びベノミルが検出されるおそれがあるため。

を削るので、御了知の上、関係業者への周知方よろしく申し上げます。